

岡山県教員奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県内の公立小学校（岡山市立小学校を除く。以下同じ。）における優れた教員人材を確保するため、岡山県教員奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 大学生 大学又は大学院に在学する学生をいう。
- (2) 既卒者 大学又は大学院を卒業し、又は修了した者をいう。
- (3) 大学生等 大学生又は既卒者をいう。
- (4) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金（以下「第一種奨学金」という。）及び第二種学資貸与金（以下「第二種奨学金」という。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 教育長は、補助金の交付の対象となり得る者としてあらかじめ認定を受けた者（以下「交付候補者」という。）のうち、次の要件を全て満たし、交付決定を受けたもの（以下「支給対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 県内の公立小学校の教諭として、10年を超えて勤務する見込みの者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（秋に実施する特別選考を除く。以下「採用試験」という。）に合格した大学生等で、小学校教員採用候補者名簿への登載以後、最初の4月1日に県内の公立小学校の教諭として採用されたもの
 - イ 採用試験に合格した大学生等で、小学校教員採用候補者名簿に登載された後、大学院に進学し、又は継続して大学院で修学するために、大学院課程修了後の採用を希望するものとして名簿登載期間の延長が認められ、かつ、当該大学院課程修了以後、最初の4月1日に県内の公立小学校の教諭として採用されたもの
 - ウ 採用試験に合格した大学生等で、小学校教員採用候補者名簿に登載された後、最初の4月2日から翌年の3月31日までの間に公立小学校の教諭として採用されたもの
- (2) 奨学金の返還債務を有している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、支給対象者が大学又は大学院における在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち、別表に掲げる額とする。

- 2 1箇月当たりの補助金の額は、前項の規定による額を120で除した額とし、次条に規定する補助対象期間とならない月がある場合には、その月数に1箇月当たりの補助金の額を乗じた額を、補助金の総額から除算するものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、大学生の支給対象者にあつては採用試験に合格し、小学校教員採用候補者名簿に登録された年度の翌年度から起算して10年度目までの期間のうち、県内の公立小学校の教諭として勤務した期間（人事異動により、他の校種又は自治体の職員として勤務した期間等を含む。以下同じ。）とし、既卒者の支給対象者にあつては採用された年度から起算して10年度目までの期間のうち、県内の公立小学校の教諭として勤務した期間とする。

- 2 前項の県内の公立小学校の教諭として勤務した期間の計算は、県内の公立小学校に勤務した日の属する月数の通算によるものとする。
- 3 前2項において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年岡山県人事委員会規則第23号）第11条第2項各号に掲げる期間又は勤務成績が著しく不良であると認められる期間（期間計算については、期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和38年12月24日付け、岡人委第668号通知）に規定するところによるものとし、当該期間に1月未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。）がある場合には、当該期間については、補助対象期間から除算するものとする。ただし、同項各号に掲げる期間のうち、育児休業、育児に係る部分休業及び子育て支援時間の取得により勤務しなかった期間並びに育児短時間勤務職員として在職した期間については、この限りでない。

(交付候補者としての認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、教育長が別途指定する期間に、岡山県教員奨学金返還支援事業補助金交付候補者認定申請書（様式第1号）により教育長に申請し、交付候補者としての認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請には、次に掲げる書類を全て添付しなければならない。
- (1) 日本学生支援機構が発行する奨学生証の写し
 - (2) 大学卒業（修了）前2年間の借入総額を証する書類
 - (3) 在学証明書（大学生の場合のみ）又は卒業（修了）証明書（既卒者の場合のみ）
 - (4) その他教育長が必要と認める書類

3 教育長は、交付候補者としての認定をしたときは、その旨を交付候補者に通知するものとする。

(交付候補者としての認定の要件)

第7条 交付候補者としての認定は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し行うものとする。

(1) 第5条第1項に規定する期間を超えて、県内の公立小学校の教諭として勤務することを希望する大学生等であって、奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中のものであること。

(2) 本県の採用試験に初めて出願する予定の者又は出願した者であること(大学生の場合、大学3年次等チャレンジ選考による出願の有無は、影響しない)。

(3) 第3条第1号の規定を満たす見込みである者であること。

(認定の変更等)

第8条 交付候補者は、住所、氏名、連絡先、奨学金の返還状況等に変更があったときは、速やかに岡山県教員奨学金返還支援事業補助金交付候補者変更承認申請書(様式第2号)により申請し、教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請について変更承認をしたときは、その旨を当該交付候補者に通知するものとする。

(交付候補者としての認定の取消し)

第9条 交付候補者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を岡山県教員奨学金返還支援事業補助金交付候補者認定辞退届(様式第3号)により教育長に届け出て、交付候補者としての認定の取消しを受けなければならない。

(1) この補助金の受給を辞退しようとする場合

(2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合

(3) 留年又は1年を超える期間の休学をした場合

(4) 停学又は退学となった場合

(5) 採用試験に合格した後、直近の4月1日に県内の公立小学校の教諭として勤務しないこととなった場合(第3条第1号イ又はウに該当する者にあつては、教諭として採用される状況になった後、遅滞なく教諭として勤務しなかった場合)

(6) 奨学金の返還を誠実に行っていない場合

2 教育長は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を交付候補者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付申請は、採用試験における成績に応じて教育長が指定した交付候補者が、教育長が別途指定する日までに、岡山県教員奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の規定による申請には、次に掲げる書類を全て添付しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類については、第6条の規定による提出時と比較して、状況に変動がなければ、添付を省略することができる。

(1) 返還誓約書（様式第5号）

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 日本学生支援機構が発行する奨学生証の写し

(4) 大学卒業（修了）前2年間の借入総額を証する書類

(5) 第6条第3項の規定による認定通知書の写し（及び第8条第2項の規定による変更承認通知書の写し）

(6) その他教育長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第11条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による交付決定を受けた者の数が、対象年度の支給対象者の予定数に達しなかった場合には、改めて採用試験における成績に応じて指定した交付候補者からの交付申請により、当該予定数の範囲内で、追加して補助金の交付決定を行うことができる。

(交付決定の変更等)

第12条 支給対象者は、第10条の規定による交付申請の内容に変更があったときは、速やかに岡山県教員奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）により申請し、教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請について、変更の承認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(各年度報告の時期等)

第13条 支給対象者は、採用2年目以降、毎年度（第15条に規定する実績報告を行う年度を除く。）4月30日までに、岡山県教員奨学金返還支援事業補助金状況報告書（様式第7号）により、規則第11条の規定による前年度末までの奨学金の返還状況等に係る報告を行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を全て添付しなければならない。ただし、採用2年目の年度に限り、日本学生支援機構が発行する奨学金振込明細書も添付するものとする（第10条第2項の規定により、既に提出している場合を除く。）。

- (1) 日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書
- (2) 日本学生支援機構が発行する入金一覧表（前年度４月から３月までの返還状況が記載されたもの）
- (3) 第11条第１項の規定による教育長の通知書の写し（前条第２項の規定による教育長の通知書の写し）

（補助金の交付方法）

第14条 補助金は、支給対象者が県内の公立小学校の教諭として勤務を開始した後、その勤務状況、奨学金の返還状況等を確認しながら、採用２年目から、毎年度１回（合計10回を上限とする。）の精算払により交付することとする。

２ 前項の規定による補助金の交付に当たっては、教育長は、支給対象者が次に掲げる要件をいずれも満たしていることを確認するものとする。

(1) 補助金の支払日の属する年度の４月１日に在職していること。

(2) 奨学金の返還を誠実に履行していること。

３ 前２項の規定により交付する１回当たりの補助金の金額は、第４条第２項に規定する１箇月当たりの補助金の額に、補助金の支払日の属する年度の前年度において県内の公立小学校の教諭として勤務した期間に係る月数（第５条第３項の規定により除算される期間に相当する月数を除く。）を乗じた額とする。

４ 支給対象者は、前条第１項の規定による状況報告に併せて、岡山県教員奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第８号）を教育長に提出するものとし、教育長は、当該状況報告及び補助金交付請求書を適当と認めた場合は、その日の翌日から起算して30日以内に、請求のあった補助金を支給対象者に交付するものとする。

（実績報告の時期等）

第15条 支給対象者は、第５条第１項に規定する補助対象期間が経過した後の最初の４月30日までに、岡山県教員奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第９号）により、規則第13条の規定による実績報告を行わなければならない。

２ 第13条第２項の規定は、前項の規定による実績報告の場合に、これを準用する。

（補助金の額の確定）

第16条 教育長は、前条第１項の規定による実績報告を受けた場合は、書類審査等を行い、交付決定した内容のとおり遂行されていると認めたときは、補助金の額を確定し、支給対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 教育長は、支給対象者が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 県内の公立小学校の教諭として勤務した期間が、10年間を経過する前に離職した場合（死亡又は分限免職による場合を除く。）
 - (2) 懲戒処分を受けた場合
 - (3) 奨学金の返還を誠実に行っていない場合
 - (4) 奨学金の返還を免除された場合
 - (5) 第13条の規定による各年度の報告を怠った場合
 - (6) 虚偽の申告その他の不正行為を行ったと認められた場合
- 2 教育長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、その旨を対象者に通知するものとし、第14条の規定により既に交付された補助金があるときは、期限を定めて、その全額又は一部の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、誠実に当該補助金を返還しなければならない。
- （加算金及び延滞金）
- 第18条 前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、規則第19条の規定により、加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。
- （その他）
- 第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行し、令和6年度に実施する採用試験に出願する者から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業（修了）前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業（修了）前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、月額 の補助上限額は、独立行政法人日本学生 支援機構法施行令（平成16年政令第 2号）第1条第1項の表に掲げる学校 を卒業した者について、同表に掲げる 学校等及び通学形態の区分に応じ、そ れぞれ同表の下欄に定める月額の最高 額とする。）
3 第一種奨学金及び第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業（修了）前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、月額 の補助上限額は、2の区分と同様とする。）